

令和6年2月15日

農業委員会総会会議録

(公開用案)

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第8回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所4階401会議室
- 3 出席委員
2番 岡本 幸子 君 4番 大崎 正男 君
5番 菅岡 利夫 君 6番 勝本 澄人 君
7番 鈴木 喜義 君 8番 寺西 久美子 君
9番 中元 茂雄 君 10番 原田 淳一 君
11番 亀山 真由美 君 13番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員
1番 山重 義則 君 3番 下土井 進 君
12番 齋藤 貴之 君
- 5 説明のため出席した者
事務局長 後 昌之 君
事務局次長 中原 賢 君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第 33 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 34 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 35 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 36 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 37 号	農地の賃借料情報の提供について

第8回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第8回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中、山重委員と下土井委員と齋藤委員が欠席で10名ですが、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において勝本委員、鈴木委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。
議案第33号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

（3条－1）

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,971㎡外3筆 合計 田7,522㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は贈与です。

渡人は、登記名義人の父から相続を受ける子2人で、2人とも遠方に居住しており耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。登記の名義変更がされておらず、相続人確認のため、法務局が証明した法定相続情報が申請書に添付されております。

受人は、申請地は自宅から近く耕作管理に便利であり、渡人から農機具も一緒に譲り受け、地域の農業振興に寄与したいとの考えです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約500mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果、認定農業者からの取得希望もなく、適当と考えら

れ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積812㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接する住宅と一緒に譲り渡すものです。
受人は、申請地に隣接した住宅の購入と併せて、耕作管理に便利な申請地も一緒に譲り受け、自家用の野菜や果実を栽培するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南に約400mの距離にある、●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果、適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積30㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は贈与です。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。
受人は、このたび申請地に隣接する農地を相続しており、渡人の要望により申請地を譲り受け、野菜を栽培するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西に約700mの距離にある、●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果、適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、勝本委員。

6番 勝本君

整理番号1番につきましては、2月5日に関係農業委員と事務局で現地確認を行いました。この農地は国営の基盤整備で整備されておりまして、大体2反まちというところでございます。初めて農業をされるということですが、農機具については受人の自宅にあるものを使用して耕作されるということでございます。特段問題ないというふうに

考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号1番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番につきまして、大崎委員、お願いします。

4番 大崎君 整理番号2番については、事務局の方と2月2日に現地を見に行きました。受人は定年退職してできるということと、家もついておりますので、管理できるのではないかと判断いたしました。ちょうど県道のそばですので、だれも見るので、今までも年寄りの方がうまく管理をされていましたが、その跡を継ぐということで、定年退職で年も若いので、当分は大丈夫ではないかと思われれます。
以上です。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、整理番号3番につきまして、中元委員、お願いします。

9番 中元君 2月の5日に事務局の方と菅岡さんと私、それから地元推進委員で現地を確認いたしました。南側と北側に市道が通っていて、その道路側溝で雨水を処理できるので、なんら問題ないと思います。よろしく
お願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号3番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から3番の議案第33号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第33号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第34号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

次長 中原君 (5条(1)－1) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積123㎡外4筆 合計 2,039㎡です。
利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、●●で太陽光発電事業等を営む法人で、パネル設置面積1,035.50㎡、発電出力209kwの太陽光発電設備を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西に約2kmの距離にある、●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、岡本委員。

2番 岡本君 2月の2日に現地確認をしております。皆さんのお手元にある5条の1という地図をちょっと見ていただけたらと思います。
土地としては一番柳井市の端っこで、下側の配置図を見ても隣は熊毛郡平生町です。この平生町の土地がほとんどソーラーになっています。ここの申請地の隣の●●という田があるところもソーラーになっています。あとひとつ残るだけの土地も農地として復活する見込みがない状態になっています。いずれ皆ソーラーになるのではないかと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番の議案第34号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお

願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第34号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第35号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条(2)-1)

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積592㎡外3筆 合計 2,411㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で総合建設業を営む法人で、申請地近くの、ほ場整備工事を請け負い、その施行に伴い、工事現場近くに仮現場事務所、資材置場及び駐車場を建設するものです。

貸人は借人の要望に応じて、令和5年5月16日から令和6年3月31日までの期間を一時転用として貸し付けますが、既に建設工事が行われているため、始末書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約1.7kmの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、●●番●、●●番●及び●●番●の3筆の農地区分は、農業振興地域の農用地区域内農地と判断されますが、農地法施行令第11条第1項第1号の仮設工作物の設置の一時的な転用であって、国営ほ場整備に必要であると認められます。柳井市長より農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書も提出されています。

●●番●の農地区分は、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地4筆につきまして、立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。

なお、本件につきましては農用地区域内農地のため、今後28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、勝本委員、お願いします。

6番 勝本君 今、事務局の方から説明がございましたけれども、一時転用でありますし、3月末で工事が終了ということでございます。仕方ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 一時転用だが、ほ場整備が終わったら農用地区域外になるのですね。

次長 中原君 非農用地になります。

5番 菅岡君 いや、一時転用は復元だから元に戻るはずです。
一時転用が終わったら元に戻すという約束だから農用地です。

局長 後君 一時転用ですから、3月31日をもって農地に返すところですが、ほ場整備が終わりましたら非農用地の計画となっております。

5番 菅岡君 非農用地になっても農用地なんです。そこで除外が必要です。
非農用地設定やっても一時利用では田で返しますから、農用地で残るから除外しないと転用はできない。

局長 後君 手続きは必要です。

議長 宮本君 手続きが必要ということですね。
分かりました。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番の議案第35号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第35号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第36号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

次長 中原君 議案第36号 農業振興地域整備計画の変更について、調書に基づ

(用途変更)

きましてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について意見を求められています。

申請者は、認定電気通信事業者である●●で、申請地は、●●●番地目 田 面積1, 536㎡の内2.4㎡です。

変更後の用途は、携帯電話無線基地局の設置で、携帯電話の通話品質を向上させる目的です。

変更理由は、申請地以外に適地はなく、周辺農地に及ぼす影響はないと思われるということです。

なお、令和2年6月に、同事業者より同申請地において、携帯電話無線基地局設置の申請があり、面積1, 536㎡の内12㎡において基地局が既存しており、このたびは増設の申請です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

番号1番につきまして、鈴木委員、お願いします。

7番 鈴木君

先般、事務局と一緒に現地を見てまいりました。今、説明がありましたようにすでに基地局が建っておりまして、周りはみんな耕作放棄地のような状態でありますし、周りの農地に影響を及ぼすことはないという判断をいたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次長 中原君

増設の部分はまだ建っていません。今からです。

議長 宮本君

番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、番号1番の議案第36号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第36号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第37号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

次長 中原君

議案第 37 号 農地の賃借料情報についてご説明いたします。

次のページの柳井市賃借料情報をご覧ください。

農地法第 52 条において、「農業委員会は、借賃等の動向に関する情報の提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。

令和 5 年 1 月から 12 月までの 1 年間の賃貸借契約の実績をもとに、地区ごとに基盤整備地域及び未整備地域に分け、平均額、最高額、最低額を算出しています。

データは全て利用権設定に係るもので、賃貸借は 160 筆、使用貸借は 263 筆ありました。

賃貸料の水準の算出については、契約件数が 5 件未満のものは集計から除外し、平均よりも著しく高額又は低額のものも除外しています。

物納の場合は、JA 山口米概算金 1 等コシヒカリ 60kg あたり 11,340 円に換算して計算しています。

なお、この賃借料情報はあくまで参考ですので、実際の貸借においては当事者間で話し合っただけで決めていただくことになります。

総会において承認後、柳井市のホームページで公表する予定です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

この件について、何か質疑はございますでしょうか。

あくまでもこれはデータということで、実際の賃貸のものとはちょっとかけ離れているのではないかと思います。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第 37 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 37 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 32 分)